

富山県条例第40号

富山県森づくり条例

目次

第1章 総則（第1条 - 第9条）

第2章 森づくりの基本計画等（第10条 - 第13条）

第3章 森づくりに関する基本的施策（第14条 - 第21条）

第4章 富山県水と緑の森づくり基金（第22条 - 第27条）

第5章 財政措置等（第28条 - 第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、森づくりについて、基本理念を定め、並びに県、森林所有者及び森林組合の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、森づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって水と緑に恵まれた県土の形成及び心豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

森づくり 森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、森林を守り、又は育てることをいう。

森林の公益的機能 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止等の森林が有する公益的な機能をいう。

森林所有者 権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者（国及び市町村を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 森づくりは、県民が将来にわたって森林のもたらす恵みを楽しむことができるよう、長期的な展望に立ち、多様な生態系に配慮しつつ、地域の特性に応じて推進されなければならない。

2 森づくりは、森林が県民にとって貴重な財産であることにかんがみ、県民の理

解の下、その主体的な参画により推進されなければならない。

3 森づくりは、循環型社会の実現に資する森林資源の重要性にかんがみ、その有効な活用を図ることにより推進されなければならない。

4 森づくりは、森林の適正な整備及び保全が持続的に行われるよう、森づくりを担う人材の育成を図ることにより推進されなければならない。

5 森づくりは、県、市町村、森林所有者、森林組合、県民及び事業者の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下に、継続して推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める森づくりについての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、森づくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は、森づくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(森林所有者の責務)

第5条 森林所有者は、基本理念にのっとり、森林の公益的機能を確保することの重要性を認識するとともに、森林の適正な整備及び保全に努めるものとする。

(森林組合の責務)

第6条 森林組合は、基本理念にのっとり、森林の適正な整備及び保全に努めるとともに、森づくりを担う人材の育成に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、基本理念について理解を深め、森づくりに関する取組に積極的に参加するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、森林の公益的機能が持続的に発揮されるよう十分配慮するものとする。

(県の施策への協力)

第9条 森林所有者、森林組合、県民及び事業者は、県が実施する森づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 森づくりの基本計画等

(森づくりの基本計画)

第10条 知事は、森づくりを総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

森づくりに関する目標及び基本方針

森づくりに関する施策の基本となる事項

森づくりを推進するための体制の整備に関する事項

その他森づくりを総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、市町村並びに森林所有者、森林組合、県民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（実施状況の公表）

第11条 知事は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況を公表するものとする。

（施策の推進等に係る体制の整備）

第12条 知事は、基本計画に基づく施策を推進し、及び当該施策の実施状況を評価するための体制を整備するものとする。

（市町村に対する支援等）

第13条 県は、市町村が基本計画に沿った森づくりに関する計画を定め、又はこれに基づく施策を実施するときは、森づくりについての必要な助言その他の支援を行うことができる。

第3章 森づくりに関する基本的施策

（森林の適正な整備及び保全）

第14条 県は、森林の公益的機能が持続的に発揮されるとともに、地域の特性に応じた造林、保育その他の森林の施業が行われるよう、森林の適正な整備及び保全を図るため必要な措置を講ずるものとする。

（里山の整備等への支援等）

第15条 県は、里山（人が日常生活を営んでいる地域に隣接し、又は近接する土地に存する森林であって、人により維持若しくは管理がなされており、又はかつてなされていたものをいう。以下この条において同じ。）の所有者及び里山の周辺

の住民が継続して行う里山の適正な整備、保全又は利用を促進するための活動に対し、必要な支援を行うものとする。

2 里山の所有者及び里山の周辺の住民は、当該里山の整備、保全又は利用について、森づくり活動団体等（基本計画に沿った森づくりに関するボランティア活動を行う個人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない団体をいう。第21条において同じ。）と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

（森林資源の循環利用）

第16条 県は、森林の公益的機能が持続的に発揮されるよう、森林資源の循環的な利用を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第17条 県は、森づくりに関する技術の向上を図るため、研究開発の推進、その成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第18条 県は、市町村、森林所有者及び森林組合と連携して、森づくりに関する専門的な知識及び技術を有する人材を育成し、及び確保するため必要な措置を講ずるものとする。

（教育の推進等）

第19条 県は、森づくりに関する教育を推進するため、指導者の養成、学習の機会の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

（県民等への情報提供等）

第20条 県は、県民及び事業者の森づくりに対する意識の高揚が図られるとともに、これらの者の森づくりに関する活動への参画が促進されるよう、市町村と連携して、森づくりに関する情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

（県民等への支援）

第21条 県は、県民、事業者又は森づくり活動団体等が行う森づくりに関する取組に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

第4章 富山県水と緑の森づくり基金

（基金の設置）

第22条 森づくりに関する施策を推進し、もって水と緑に恵まれた県土の形成及び心豊かな県民生活の実現に資するため、富山県水と緑の森づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第23条 基金として積み立てる額は、富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）附則第14条の規定による加算額に係る収納額に相当する額として予算において定める額とする。

2 知事は、前条に規定する基金の設置の目的（以下「基金の目的」という。）のため現金の寄附を受けたときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。

（管理）

第24条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第25条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の目的を達成するために必要な事業の財源に充て、又はこの基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第26条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（基金の処分）

第27条 基金は、基金の目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

第5章 財政措置等

（財政上の措置等）

第28条 県は、森づくりに関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（税制上の措置）

第29条 県は、森づくりに関する施策に要する経費の財源を確保するため、課税に

ついて必要な措置を講ずるものとする。

(顕彰)

第30条 知事は、森づくりに関し顕著な功績のあったもの又は優良な事例の顕彰に努めるものとする。

(細則)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章及び次項の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(富山県税条例の一部改正)

2 富山県税条例の一部を次のように改正する。

附則第13条の次に次の1条を加える。

(森づくりに係る県民税の均等割の税率の特例)

第14条 平成19年度から平成23年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、第39条(前条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。)の規定にかかわらず、第39条に定める額に水と緑の森づくり税として500円を加算した額とする。

2 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は法第52条第2項第3号若しくは第4号の期間に係る法人等の県民税の均等割の税率は、第46条第1項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、水と緑の森づくり税として当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。この場合における同条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「附則第14条第2項」とする。